

# 我が国におけるCBPRシステム ～国内認証機関からのご案内～

2016年10月18日

JIPDEC 認定個人情報保護団体事務局

CBPR認証業務室長 片岡 幸一

- JIPDECは、2016年1月、日本で初めてとなる、アジア太平洋経済協力（APEC）のCBPRシステム（Cross Border Privacy Rulesシステム）のアカウントビリティ・エージェント（Accountability Agent, 略称「AA」）に認定されました。
- JIPDECは、2016年6月より、CBPR認証業務を開始しました。
- 現在、CBPR認証審査の申請に関する問合せを受け付け、相談等の対応を行っています。

- 日本におけるCBPR認証は、日本国「**個人情報保護に関する法律**」に規定されている「**認定個人情報保護団体**」の業務に位置づけられていて、同法のもと、政府から認定された認定個人情報保護団体が実施します。
- JIPDECは、政府（現在は経済産業省、総務省）から認定個人情報保護団体として認定されています。
- JIPDECからCBPR認証を受けようとする事業者は、認定個人情報保護団体であるJIPDECの「**対象事業者**」であること、当認定個人情報保護団体の「**個人情報保護指針**」を遵守することが求められます。

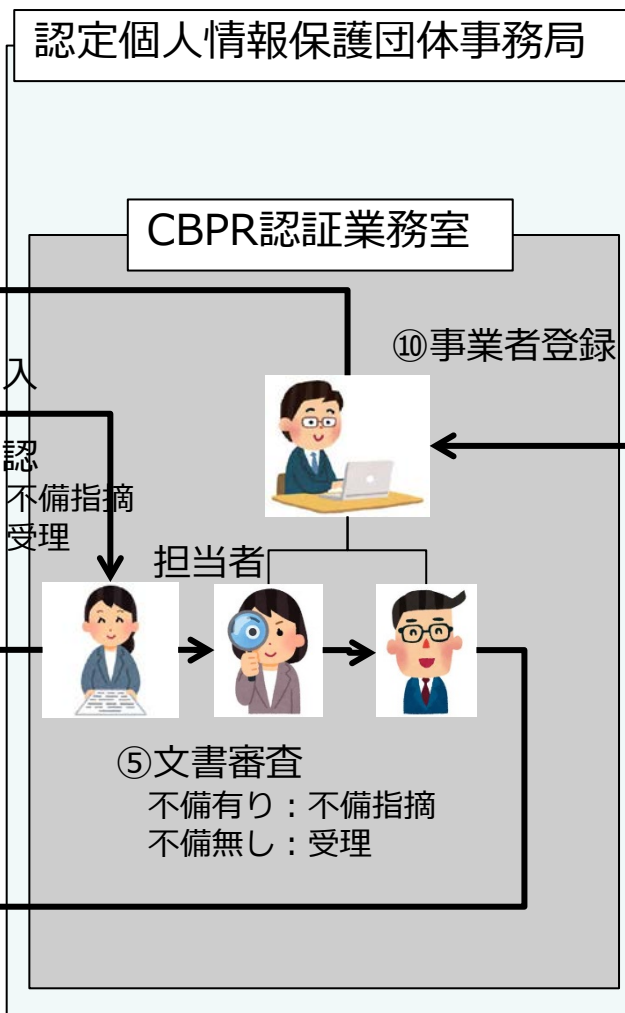
# CBPRの認証の申請から登録までの流れ

- 審査は、**文書審査と現地審査**に分けて行われます。
- 認証は、文書審査と現地審査の結果に基づき、**審査会（マルチステークホルダープロセス）**を経て、決定されます。

対象事業者



⑧ 認証可否通知



## ■ 申請が可能な事業者

CBPR認証の申請が可能な事業者は、認定個人情報保護団体であるJIPDECの「**対象事業者**」です。

なお、JIPDECの対象事業者になるには、以下のいずれかの事業者である必要があります。

- JIPDECが運営する個人情報保護に係る認証制度の認証事業者
- 電子情報の保護と利活用の推進のためJIPDEC内に組織する事業プログラム制度の会員
  - g コンテンツ流通推進協議会
  - 次世代パーソナルサービス推進コンソーシアム
  - アイデンティティ連携トラストフレームワーク推進コンソーシアム
  - 次世代電子情報利活用フォーラム

## ■ 申請から登録までの手続き

➤ 手順として、①申請、②事前確認、③審査（文書、現地）、④審査会、⑤契約、⑥登録 となります。

手順	申請者の主な提出物	認定個人情報保護団体事務局の対応
申請	1. CBPR認証申請書 2. 事前質問書 3. 事前質問書の回答内容が確認できる申請事業者の規程類など	1. 書類の確認 2. CBPR規程の順守に関する確認 3. 申請申込書受理
事前確認	(追加の資料)	1. ヒアリング：提出いただいた書類、越境個人情報を取り扱う業務などの確認 2. 審査料の請求
審査 (文書)	1. 規定類（和・英文） 2. 対外公表文書（和・英文） 3. 審査に必要な内規他（和文）	1. 文書審査
審査 (現地)	(立ち合いと説明)	1. 申請事業者の運用状況を現地で確認 (主に、セキュリティ関連の確認)
審査会		1. CBPR認証審査会を開催し、認証可否を決定
結果の通知		1. 審査結果の通知 2. 認証管理料の請求
契約	(契約書の取り交わし)	1. CBPR認証取得事業者に関する契約 2. 認証書の発行
登録・公表		1. CBPR認証取得事業者として登録・公表 2. CBPR認証取得事業者としてAPECに通知

- 審査は、APEC域内のエコノミー間で個人情報情報の移転を行っている事業者の移転する個人情報情報の取扱いが、APECの原則に従っているかについて審査を行います。

審査手順		内容	担当
資格審査		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請書に記載された事業者が、認定個人情報保護団体の対象事業者か否か確認</li> <li>② 必要項目の記載確認</li> </ul>	CBPR 審査業務室
文書審査	ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者が申請するデータ域外移転の対象業務・サービスの説明</li> <li>② 事前質問書の記載を確認し、エビデンス等の不足を確認・依頼</li> </ul>	審査員
	審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事前質問書の根拠確認</li> <li>② 個人情報取得される際に本人になされるプライバシーおよびデータ保護の説明を尊重する内容となっているか確認</li> <li>③ 上記の対外的な文書の英文表記の確認</li> </ul>	
現地審査	審査	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請された手順の確認 (主に事前質問書の「質問26から35 (情報セキュリティ関連)」が対象)</li> </ul>	
審査会	報告書作成・説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 審査結果を取りまとめ、審査会に諮る報告書を作成</li> <li>② 審査会で審査結果を報告</li> </ul>	
	審議・適合判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 審査結果の報告に基づき、CBPRの適合性を審議し、適否を判定</li> </ul>	審査委員

- APECの原則に照らし個人情報取扱いに関する50の質問に対する回答を申請者に記載していただきます。

項目	記載内容
<b>基本情報</b> (審査項目ではない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織名称、対象となる組織が管理する組織の一覧、連絡窓口</li> <li>・対象となる個人情報の種類（顧客・見込み客、従業員・採用予定者、その他）</li> <li>・個人情報を取得するエコノミー（APECに参加する国と地域）</li> <li>・個人情報を移転するエコノミー（同上）</li> </ul>
項目	確認する内容
<b>通知</b>	APEC通知原則に照らし、①取得される個人情報、移転先、及び利用目的に関する自社のポリシーを本人に必ず理解してもらっているか、②必要最低限の取得になっていることを条件として、本人の個人情報が取得されるタイミング、移転先、及び利用目的を本人に必ず通知しているか。
<b>取得の制限</b>	APEC取得原則に照らし、個人情報の取得がその取得のために表明した目的に確実に限定されているか。
<b>個人情報の利用</b>	APEC利用原則に照らし、個人情報の利用が取得目的及びこれに適合又は関連するその他の目的を達成することに限定されているか。
<b>選択</b>	選択手順に関する規定の条件に照らし、個人情報の取得、利用及び開示に関して本人が必ず選択できるようにしているか。
<b>個人情報の完全性</b>	記録について正確性及び完全性を維持させ、並びに最新化についても維持しているか。
<b>セキュリティ対策</b>	個人がその個人情報を組織に預けるときに、個人情報の紛失、不正なアクセス、不正な破壊、利用、変更若しくは開示、又はその他の不正使用を防ぐために、その個人情報が合理的なセキュリティ対策によって確実に保護されているか。
<b>アクセス及び訂正</b>	本人がその個人情報にアクセスして、訂正することができることを保証しているか。
<b>説明責任</b>	上記原則の実施方法を遵守することについて確実に説明責任を果たしているか、また、移転後にこの原則に従って個人情報を確実に保護するための合理的な措置を用意しているか。



## CBPR認証申請書

## APEC越境プライバシールールシステム 事前質問書

CBPR 認証申請書

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 殿

当社は、[CBPR 認証審査に関する約款](#)に承諾した上、CBPR 認証を申請します。

申請日（西暦） \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

フリガナ


事業者の名称 \_\_\_\_\_  
英語名称（APEC 越境プライバシールールシステム事前質問書と同一であること）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

事業者の法人番号 \_\_\_\_\_  
事業者の所在地（日本国内における登記上の本店住所）  
〒 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

事業者の代表者役職 \_\_\_\_\_  
フリガナ

事業者の代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

2016.06  
**JIPDEC**

  
Asia-Pacific  
Economic Cooperation

APEC 越境プライバシールールシステム  
事前質問書

基本情報	2
通知	5
通知に関する規定の条件	7
取得の制限	8
個人情報の利用	9
選択	11
選択手順に関する規定の条件	13
個人情報の完全性	14
セキュリティ対策	15
アクセス及び訂正	18
アクセス及び訂正手順に関する規定の条件	18
責任	22
一般	22
個人情報が移転された場合の責任の維持	23

Page | 1

## APEC／CBPR認証申請ガイドブック

### APEC／CBPR 認証 申請ガイドブック

平成 28 年 6 月

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

#### 目次

1 はじめに.....	2
2 APEC／CBPR の概要 .....	3
3 CBPR の申請について .....	5
3.1 申請の資格.....	5
3.2 申請時に必要なもの.....	5
3.3 CBPR の手続きについて.....	6
4 CBPR の概要 .....	8
4.1 CBPR で確認すること.....	8
4.2 事前質問書の記載項目について.....	10
4.3 事前質問書で提出する根拠文書 .....	11
4.3.1 事前質問書で提出する根拠文書.....	12
4.3.2 根拠文書等に記載が求められるポイント.....	13
5 審査のポイント.....	36
5.1 通知(質問1から4) .....	37
5.2 取得の制限(質問5から7) .....	42
5.3 個人情報の利用(質問8から13) .....	44
5.4 選択(質問14から20) .....	48
5.5 個人情報の完全性(質問21から25) .....	52
5.6 セキュリティ対策(質問26から35) .....	54
5.7 アクセスおよび訂正(質問36から38) .....	60
5.8 責任(質問39から50) .....	65
6 エンフォースメント(執行)について.....	70
7 CBPR 申請に係る相談窓口 .....	72

- CBPRの認証は、**1年毎の更新**（APECでは「再認証」という）になります。
- AA（JIPDEC）は、CBPRシステムの認証プロセスである自己評価の審査に対して責任もち、認証を受けた事業者の**登録及び公表**を行います。
- 事業者は、AAの**モニタリング**により、取り扱う個人情報の変更がないかなどの確認を受けます（事業者が変更届を提出する場合も含みます）。
- AAは、事業者に対する消費者等からの**苦情を受け付けて、必要に応じ他のAAと連携して処理**を行います。
- 事業者は、モニタリングや苦情処理の結果によっては、**追加の調査や改善指導など**を受ける場合があります。

改善の猶予期間あり

『公表』	『取り消し』	重大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBPR認証の申請事項に虚偽の記載があった場合</li> <li>・ 注意、改善指導等の回答期限を過ぎても改善されない場合</li> <li>・ 故意または重大な過失による個人情報の取扱い事件や事故があった場合</li> <li>・ その他、当会が認証を取り消すべきだと判断した場合</li> </ul>	特別審査
	『一時停止』		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 故意または重大な過失による個人情報の取扱い事件や事故のおそれがある場合</li> <li>・ 注意、改善指導等の回答期限を過ぎても改善されない場合</li> <li>・ その他、当会が認証を一時停止すべきだと判断した場合</li> </ul>	
非公開	改善指導 (勧告)	軽微	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中規模な個人情報の取扱い事件や事故があった場合</li> <li>・ 注意等による回答期限を過ぎても改善されない場合</li> <li>・ その他、当会が判断した場合</li> </ul>	調査・依頼
	注意		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模または軽微な個人情報の取扱い事件や事故があった場合</li> <li>・ その他、当会が判断した場合</li> </ul>	
	モニタリング	状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CBPR認証事業者のWebサイト等における公表事項の査読</li> <li>・ ニュースや記事等における公表事項の査読</li> </ul>	

『赤太文字』 : AAの義務

※この他に、関係監督官庁への通知（連携）。

## ■ 審査料

- 審査料は、審査に係る実費です。

＜モデル審査料について＞

(単位：円 消費税別)

モデル審査料	モデル審査期間
664,657	4週間

上記モデル審査料において想定する事業者規模

- 資本金3億円以上で、かつ従業員301人以上のサービス業
- APEC域内に向けてネット通販を行っていて、顧客データを日本国内に移転している

## ■ 認証管理料

- CBPR認証事業者の認証期間中に行う管理に関する費用です。

(単位：円 消費税別)

CBPR認証事業者の総売上高（決算ベース）	1年間の認証管理料
100億円以上	1,000,000
50億円以上～100億円未満	500,000
10億円以上～50億円未満	300,000
1億円以上～10億円未満	150,000
1億円未満	75,000

## ■ CBPRの申請窓口

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

認定個人情報保護団体事務局

CBPR認証業務室

- E-mail [nintei-inq@tower.jipdec.or.jp](mailto:nintei-inq@tower.jipdec.or.jp)
- Web [https://www.jipdec.or.jp/protection\\_org/index.html](https://www.jipdec.or.jp/protection_org/index.html)

## ■ CBPRの申請をご検討中の事業者の方に、個別相談に応じています。

上記窓口に、お気軽に御連絡下さい。

---

**申請をお待ちしております。  
ありがとうございました。**